

テレビメディアを活用した福つまみ情報発信業務仕様書

1 業務の名称

テレビメディアを活用した福つまみ情報発信業務

2 業務委託金額（上限）

4, 000, 000 円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

3 福つまみの定義

福つまみとは福山市ならではの地元食材を使用したおつまみの総称で、2020 年度に選定した 7 品目（ねぶとのから揚げ・ちいちいいかの天ぷら・くわいの素揚げ・ガス天・鯛ちくわ・ねぶとの南蛮漬け・ちいちいいかの酢味噌）をいう。

4 業務の目的

本業務は、テレビを中心としたメディアプロモーションを実施することにより、食の観光コンテンツである「福つまみ」の認知度を向上させるとともに、「福つまみ」を提供する飲食事業者数を拡大し、福山市の観光消費額の増加・促進を図る。くわえて、既存の「福つまみ」の 7 品目に追加で 1 品を拡大し、福つまみ市民投票を実施することで、市民の主体的参画を促進し、プロモーション効果の最大化を図る。

5 ターゲット

福山市民及び福山市内に宿泊するビジネス客

6 履行期間

契約の日から 2026 年（令和 8 年）3 月 31 日（火）まで

7 業務内容

(1) テレビメディアを活用した情報発信

広島県内のテレビメディアを活用し、ターゲットに向けた福つまみの消費促進プロモーション及び「福山城酒肴祭」に係る情報発信の企画提案を行うこと。

ア 福つまみ消費促進に係る情報発信

期 間：2025 年（令和 7 年）7 月～2026 年（令和 8 年）2 月末

イ 「福山城酒肴祭」に係る情報発信

期 間：2025 年（令和 7 年）9 月～2025 年（令和 7 年）10 月のイベント終了まで

【イベント開催概要】（予定）

イベント名：「福山城 酒肴祭～福つまみと備後安芸の城見酒～」(仮称)

日 時：2025 年（令和 7 年）10 月 4 日（土）・5 日（日） 11：00～17：00

目標集客数：各日 3, 500 名（計 7, 000 名）

(2) 福つまみ市民投票実施のための投票フォームの製作

ア 発注者が指定する 10～15 品目のうち、1 品目を選択し、スマートフォン・PC から投票できるように投稿フォームを制作すること。

期 間：2025 年（令和 7 年）7 月 24 日（木）～8 月 6 日（水）（予定）

発信方法：(公社)福山観光コンベンション協会及び福山市が管理する WEB・SNS 等

イ 福つまみ市民投票を告知するメインビジュアルの製作

福つまみ市民投票実施の投票意欲が湧き、注意喚起のできるメインビジュアルを製作すること。

納品物：サイネージ及び SNS 発信用のデザインデータ（J P E G 形式）

納 期：2025 年(令和 7 年)7 月 22 日(火)まで

ウ 新品目追加による制作物(ポスター)の作成

新品目を加えた 8 品目の福つまみ P R ポスターのデザインを製作印刷すること。

仕 様：B2 サイズ

部 数：200 部

納 期：2025 年(令和 7 年)8 月 29 日(金)まで

(3) 福つまみ提供店舗の勧奨

福山市内の福つまみ提供店舗の登録数 80 店舗を目標とし、福つまみ提供に向けた勧奨を行うこと。

ア 福つまみ提供店舗の登録勧奨

福つまみ提供店舗の登録数 80 店舗(2024 年度 63 店舗)に向け、市内飲食店に登録の勧奨を行うこと。また、登録した店舗について、福つまみ提供品目及び店舗の所在地を発注者に報告すること。なお、福つまみ提供店舗に登録した事業者については、発注者の HP 等で発信を行う。

福つまみ提供店舗発信期間：2025 年 11 月～2026 年 2 月末まで

イ ロゴ・ポスター・のぼりの掲出依頼

登録店舗の勧奨をするにあたり、市民や本市を訪れた観光客に福つまみ提供店舗と認知できるよう、登録店舗に対し、発注者が指定する媒体物(ロゴ・ポスター・のぼりなど)を掲出の依頼をすること。

(4) その他テレビメディア以外の情報発信

契約金額の範囲内で独自の提案があれば、WEB・SNS（テレビメディアのぞく）など

の媒体を活用した発信を提案すること。

(5) 業務報告

受注者は上記(1) から(4) の業務について開始前においては、業務着手に係るスケジュールを提出するとともに、業務終了後には、発注者に業務の実施報告を行うこと。

8 納品物

本業務に係る成果物及び実績報告書（上記(1)から(5) の実施概要、実績、効果、記録、写真、データ等）を提出すること。

9 その他

- (1) 計画・実施については、発注者と十分協議して行うこと。
- (2) 業務の実施に必要な経費や著作権利用料・保険費（アーティストなどの著作権料、消耗品費、管理費、イベント保険など含む）は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用は負担しない。
- (3) 受注者は、業務従事者（以下「従事者」という。）の名簿を事前に発注者に提出すること。異動のあるときも同様とする。
- (4) 従事者の交代時は、業務連絡を綿密にし、業務に支障をきたさないこと。
- (5) 業務の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。
- (6) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本仕様書記載の委託予定業務については発注者が予め承諾したもののみなし、また、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、発注者と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。
- (7) 受注者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護に関する法令等に基づき、その取扱いには十分留意し、漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (8) 受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。
- (9) 本業務により得られる著作物の著作権者人格権について、受注者は将来にわたり行使しないこと。また、受注者は本成果品の制作に関与したものについて著作権を主張せず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (10) 本業務の遂行に関し、本仕様書に記載のない事項または疑義が生じたときは、発注者、受注者協議の上、解決するものとする。